

放射線量の測定結果

問合せ 環境保全課環境保全係 ☎ 226

▼小・中学校、市立保育園、学童クラブの測定結果
単位: $\mu\text{sv/h}$ (マイクロシーベルト/時間)

測定地点	天候	測定高さ		
		5 cm	50 cm	1 m
12月10日(火)				
奈賀学童クラブ (中央児童館)	曇り	0.082	0.081	0.078
小作台学童クラブ (西児童館)		0.091	0.095	0.099
12月12日(木)				
東学童クラブ	晴れ	0.079	0.073	0.072
富士見学童クラブ		0.070	0.069	0.064
松林学童クラブ		0.077	0.075	0.074
小作台第二学童クラブ		0.095	0.092	0.089
武蔵野学童クラブ (東児童館)		0.095	0.094	0.091
西学童クラブ		0.071	0.070	0.067
羽村東小学校		0.054	0.051	0.048
羽村西小学校		0.054	0.057	0.057
富士見小学校		0.059	0.059	0.060
栄小学校		0.069	0.068	0.066
松林小学校		0.061	0.062	0.066
小作台小学校		0.058	0.054	0.053
武蔵野小学校		0.068	0.065	0.068
羽村第一中学校		0.056	0.065	0.053
羽村第二中学校		0.057	0.054	0.060
羽村第三中学校	0.058	0.058	0.058	
12月13日(金)				
栄学童クラブ	晴れ	0.071	0.070	0.059
12月20日(金)				
しらうめ保育園	曇り	0.088	0.080	0.082
さくら保育園		0.091	0.089	0.086

▼定点(富士見公園)の測定結果
単位: $\mu\text{sv/h}$ (マイクロシーベルト/時間)

測定日 (各日午前9時)	天候	測定高さ		
		5 cm	50 cm	1 m
12月25日(水)	晴れ	0.056	0.055	0.054
12月18日(水)	曇り	0.060	0.065	0.065
12月11日(水)	晴れ	0.058	0.060	0.063

▼1,000㎡以上の公園の放射線量測定結果
単位: $\mu\text{sv/h}$ (マイクロシーベルト/時間)

測定地点	天候	測定高さ		
		5 cm	50 cm	1 m
12月3日(火)				
川崎公園	晴れ	0.098	0.091	0.085
丸山下児童公園		0.084	0.084	0.083
神明東児童公園		0.080	0.078	0.070
あさひ公園		0.057	0.063	0.058
武蔵野公園		0.071	0.070	0.066
どんぐり山児童公園		0.060	0.066	0.068
ペリカン児童公園		0.068	0.066	0.064
旭ヶ丘公園		0.093	0.083	0.087
あけぼの杉児童公園		0.097	0.092	0.090
グリーントリム公園		0.107	0.089	0.082
けやき児童公園		0.076	0.081	0.071
しらかば児童公園		0.100	0.094	0.087

国際放射線防護委員会の2007年勧告によると、一般の人(子ども含む)が1年間に浴びる放射線量の限度は、1,000マイクロシーベルトとされています。時間当たりに換算すると0.23マイクロシーベルト/時間となり、それ以下であれば、健康に影響を及ぼすレベルではないと言われています。
※測定方法など詳しくは、問い合わせてください。

市内で「木質チップ・ペレットストーブ」 を使っている方へ アンケートにご協力を

羽村市消費者の日実行委員会では、今年度「自然エネルギー」を大きなテーマに、講座やワークショップを行ってきました。

現在、次の講座に向けて「木質チップ・ペレットストーブ」を使用している方の意見・感想を募集しています。自然エネルギー普及のためにも、ご協力をお願いします。

申込み・問合せ 1月31日(金)までに、電話で羽村市消費者の日実行委員会(産業課消費生活係(事務局))へ☎555-1111 ☎640

※応募していただいた方へ、後日回答用紙を郵送します。2月14日(金)までに、回答の上返送してください。

水道水の放射能測定結果

▼羽村市水道水の放射性物質測定結果

採水日時	検査項目(単位:ベクレル/kg)	
	放射性セシウム134	放射性セシウム137
12月16日(月) 午前9時	不検出 検出限界値(0.7)	不検出 検出限界値(0.8)
目標値(※1)	10	

※1…国が定めた目標値(放射性セシウム134と放射性セシウム137の合計値)

※不検出とは、()内の検出限界値以下であることを表します。

※検出限界値は、検査機関の周辺環境や測定器の性能、検査物質によって異なります。

※測定方法など詳しくは、問い合わせてください。

問合せ 水道事務所 ☎554-2269

平成 26 年度 住民税 (市民税・都民税) の申告

平成 25 年中の収入などを市へ申告するものです

問合せ 課税課市民税係^① 189

受付期間 2月3日(月)～3月17日(月)

(祝日を除く)

受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時30分

受付会場 市役所4階大会議室

※土・日曜日は、市役所1階課税課窓口で受け付けます。

申告が必要な方

○給与所得のみの方で、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない方(勤務先で確認してください)

○事業・不動産・配当・年金・そのほかの所得のあった方で、所得税の確定申告が必要な方

○非課税所得(遺族年金・障害年金・雇用(失業)保険・生活保護受給)がある方

○収入がなかった方(市内の方から扶養されている場合は申告不要です)

○市内に事務所・事業所などを有する方で、市内に住所がない方

※国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者は、昨年中の所得がなかった場合でも必ず申告してください。

申告が不要な方

○所得税の確定申告をする方(確定申告書を税務署へ提出する方)

○平成25年中の所得が1か所からの給与のみで、勤務先から市に年末調整された給

与支払報告書が提出されている方(勤務先で確認してください)

○1月1日現在65歳以上の年金所得のみの方で、年金収入が151万5000円以下の方(遺族年金・障害年金などの非課税年金のみの場合は、申告が必要です)

○同一世帯の方に扶養されている方(同居していても住民票上世帯が別になっている場合は、扶養されていても申告が必要です)

申告の際に持参するもの

①申告書(事前に届いている方)・印鑑(ゴム印以外、認印可)

②給与所得の源泉徴収票や支払者の証明書など、収入の明らかになる資料

③年金を受給している方は、公的年金などの源泉徴収票

④国民年金保険料などの控除証明書

⑤社会保険の領収書(平成25年中に国民健康保険税・後期高齢者医療保険料や健康保険料、厚生年金保険料などを支払ったもの)

⑥生命保険や地震保険に関する控除証明書

⑦医療費などの領収書(病院・薬局ごとに支払額をまとめた支払明細書を添付)

⑧寄付をした場合は、寄付先からの領収書

⑨障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳や愛の手帳など

⑩配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が明らかになる資料

⑪事業所得などがある方は、収支内訳書や帳簿など

郵送による受付

申告書に該当する事項を記入し、源泉徴収票・事業主の支払証明・収支内訳書などの必要書類を添付し、郵送してください。

※申告書の控えに受付印が必要な方は、宛先(申告する方の住所・氏名)を記入した返信用封筒(切手貼付)を同封してください。
郵送先 〒205-18601 (所在地記載不要) 羽村市課税課市民税係

注意

国民年金保険料の控除証明書については、日本年金機構専用コールセンター(☎0570-070-117)または青梅年金事務所(☎0428-30-3410)に問い合わせてください。

※申告の際には控除証明書の添付が必要です。
申告書は正確に

申告を円滑に行うことができるよう、正確に記載した申告書を提出してください。
申告は3月17日(月)までに!

期限までに申告がないと、平成26年度の課税決定が遅れたり、課税・非課税証明書が発行できなくなったりすることがあります。

特別徴収(給与からの引き落とし)を推進しています

羽村市および西多摩地区の市町村では、納税者の利便性の向上と納税の平等性の確保のため、法律(地方税法・羽村市税賦課徴収条例など)に基づき、特別徴収(給与からの引き落とし)を推進しています。